

## 実績評価書における施策目標の評価区分の見直し(案)

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付  
政策立案・評価担当参事官室

# 実績評価書における評価における各行政機関共通区分

## 【目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)】

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの
②目標達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められないもの
③相当程度進展あり	一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、 <b>主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの</b>
④進展が大きくない	一部又は全部の測定指標で目標が達成されず、 <b>主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当な期間を要したと考えられるもの</b>
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の全部又は一部が目標を達成しなかったため、 <b>施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがなかったと考えられるもの</b>

- ・ 上記ガイドラインで示された区分を踏まえ、厚生労働省では、「厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領」(以下「記載要領」という。)において、施策目標の評価区分の判定基準を示している。
- ・ 記載要領では、**施策目標の評価区分を判定するための前提となる、個々の測定指標の達成状況**について、以下のように区分している。

「○」:達成(目標値に対する達成度合いが100%以上の場合を基本とする。)

「△」:概ね達成(目標値に対する達成度合いが80%以上100%未満の場合を基本とする。)

「×」:未達成(目標値に対する達成度合いが80%未満の場合を基本とする。)

「-」:判定不能(当該年度の実績値がない場合等)

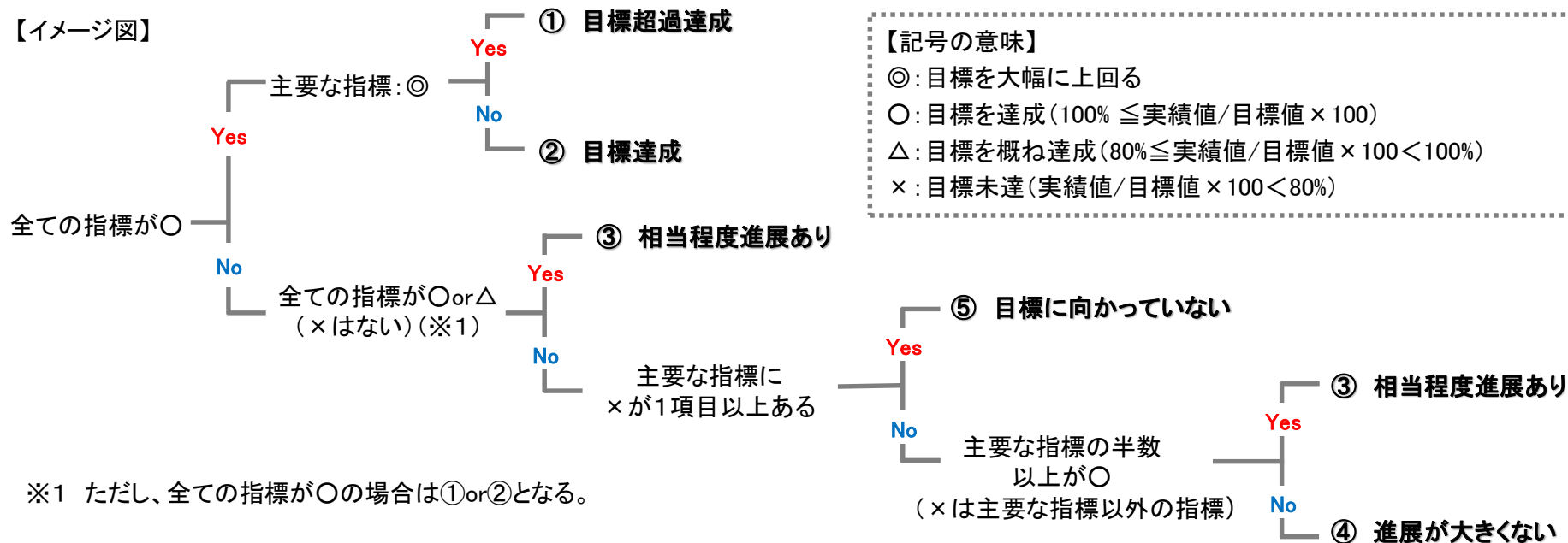
(注)当該年度の実績値が集計中の場合は、速報値や見込み値、過去の増減傾向等を踏まえて達成状況を判定し、括弧書きで判定結果を記載。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（現行）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの</li> </ul>
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

### 【イメージ図】



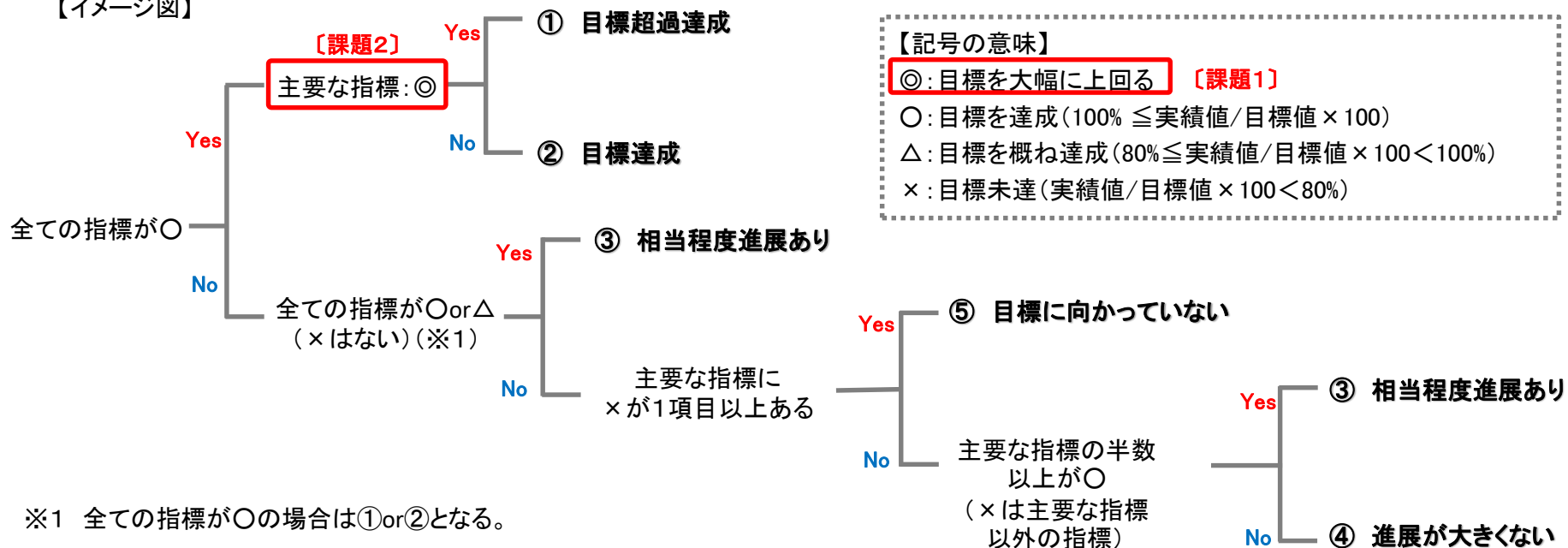
# 現行の評価区分に関する課題

## 【課題】

- 1 「目標を大幅に上回る」(◎)と判断する場合の、目標値に対する達成度合いが明記されていないことをどう考えるか。  
(参考)運用上は、目標値に対する達成度合いが120%以上を「目標を大幅に上回る」と解釈しているが、記載要領に明記されていない。
- 2 ①と②を区分する、「主要な指標が◎(目標を大幅に上回る)」とは、主要な指標のうち1つ以上「◎」なのか、全てが「◎」なのかなど、具体的な要件が明記されていないことをどう考えるか。
- 3 「-」(判定不能)の評価結果の取扱いが明確になっていないことをどう考えるか。
  - (1) 複数の主要な指標の達成区分が「-」(判定不能)の場合、主要な指標の半数以上が「○」であるか否かを判断する母数に「-」(判定不能)となった主要な指標を含めることは妥当か。
  - (2) 設定した主要な指標の全ての達成区分が「-」(判定不能)の場合、①～⑤のいずれに該当するか。

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領 (再掲)

【イメージ図】



# 課題に対する対応案

## 課題1: 「目標を大幅に上回る」(◎)の定義

- これまでの運用(目標値に対する達成度合いが120%以上)を記載要領に明記してはどうか。

## 課題2: ①(目標超過達成)の要件明確化

- ①(目標超過達成)に該当するのは、主要な指標の全てが、目標を大幅に上回ることを要件としてはどうか。

### (例) 【施策目標】 総合的ながん対策を推進すること

- 〈達成目標1〉 ➡ **主要な指標を1つ以上設定** **【主要な指標】◎**  
国民が利用しやすい検診体制を構築し、早期発見・早期治療を促すことで、がんの死亡者を減少
  - 〈達成目標2〉 ➡ **主要な指標を1つ以上設定** **【主要な指標】◎**  
AI等を活用したがんゲノム医療等を推進し、個人に最適化された患者本位のがん医療の実現
  - 〈達成目標3〉 ➡ **主要な指標を1つ以上設定** **【主要な指標】◎**  
ライフステージに応じたがん対策を推進し、仕事と治療の両立ができる環境の整備
- ①(目標超過達成)

## 課題3: 「-」(判定不能)の取扱い

### 【課題3-1】

- 「-」(判定不能)は、主要な指標が半数以上or半数未満かを判断する母数に含めないこととしてはどうか。

### 【課題3-2】

- 設定した主要な指標の全ての達成区分「-」(判定不能)となると、施策目標の評価区分についても判定不能とならざるを得ないことから、事前分析表の審議段階で確認・改善することとしてはどうか。

### 補足説明(課題2)

#### 【「主要な指標の全て」とする理由】

- 厚生労働省の政策評価では施策目標実現のための課題別に、当該施策目標を複数の構成要素(=達成目標)を設定している。
- 各達成目標の進捗状況を測定するものとして、測定指標を設定し、**各達成目標につき1つ以上の主要な指標を選定**する。
- 施策目標の進捗状況として「目標超過達成」と判定するためには、各達成目標において「目標超過達成」となる状況が必要。
- 各達成目標については施策目標の進捗状況を把握するものとして重要なものが「主要な指標」であることを踏まえると、「その全て」とすることが妥当。

### 補足説明(課題3-1)

- 「-」(判定不能)は、達成目標や施策目標の進捗度合いの判断材料とすることができない。
- そのため、主要な指標の半数以上が「○」であるか否かを判断する母数に、「-」(判定不能)となった主要な指標は含めるべきではない。

(例) 指標が全体で12指標、主要な指標が5指標設定されている

- 主要な指標は、○:2、△:1、-:2
- 主要な指標以外は全て○or△  
⇒ この場合は、主要な指標は全体で5指標あるが、判定に使用できるのは3指標、このうち半数以上が「○」と判断する。

### 補足説明(課題3-2)

- 「-」(判定不能)は、達成目標や施策目標の進捗度合いの判断材料とすることができず、**特に主要な指標の達成状況が「-」(判定不能)となると、達成目標や施策目標の評価が適正に実施できないおそれ。**
- そのため、**事前分析表の審議時に、主要な指標の過去の実績値の状況等から、評価対象の年度の当該指標の達成状況が判定不能とならないかを確認し、懸念がある場合は判定方法の明記、他の指標に差し替える等の対応を求める。**